

平成 21 年度第 2 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時：平成 21 年 7 月 9 日（木） 13:30 ~ 15:15

開催場所：石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

出席者：会長：加藤良己

委員：山澤憲司、若林厚一郎、浅井秀樹、児島勝昭、渡邊信善、大田雅弘、
矢野信子、池田京子

欠席者：吾田富士子

事務局：加藤財政部長、大塚財政課長、佐々木主査

説明員：國森市民課長、宮崎市民生活課長、盛健康推進担当主査、松本管理課長、
佐々木建築・市営住宅担当主査、岩崎建築指導担当主査

傍聴者：1 名

【開 会】

事務局（大塚課長）：本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。只今より平成 21 年度第 2 回使用料、手数料等審議会を開会いたします。

なお、吾田委員は都合により欠席のご連絡をいただいておりますことをご報告します。

本日は、前回審議会での配付資料、加えて本日の配付資料として、資料 1 道路占用料を配布させていただいておりますので、これら資料をご参照の上ご審議賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、加藤会長より開会のご挨拶をお願いし、引き続き議事の進行をお願いいたします。

【議 事】

加藤会長：各委員の皆さま、お忙しい中、第 2 回審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。前回は 4 名の方が欠席されましたけれども、本日の進め方としまして、前回欠席された委員におかれまして、疑問点、あるいは追加資料、質疑などご発言をお願いします。

また、各委員の方も前回会議において欠けているところ、資料が足りないなどありましたら、ご意見伺いながら、審議を進めていきたいと思っております。

なお、事務局から追加説明があるそうでございます。それから伺いまして、審議に入りたいと思っております。

大塚財政課長：まず 1 点目ですけれども、本日配布しました資料 1 についてご説明いたします。

この資料は、前回配布しました資料の 9 ページ、道路占用料の表の差替えです。

変更点は、新たに項目を追加する、といったものが基本であり、追加項目としては、中段程に網掛けしている部分となります。これは、地下街等の占用料を国と同様に設定するもので、本市にとって現在該当はありませんが、将来を見据え国と同様の単価設定を現時点で行っておくため変更となりました。ですから、基本的には前回にプラスアルファ、追加項目という整理となっております。

2 点目として報告事項があります。6 月議会、6 月 23 日、24 日に一般質問がありましたが、その中で、今回の使用料及び手数料の改定について、引上げも引下げも反対という主旨の質問がありました。特に、道路占用料の引下げについては、物理的には市で単価設定することが可能であるということ、さらに、受益者が大手企業であるということから下げるべきではない、また、窓口証明等手数料、建築確認申請手数料、パークゴルフ場使用料等の引上げについても、これ以上、市民に負担を求めるべきではないといった、大きく 2 点の質問でありました。

現在、審議会の審議途中という前提ですけれども、市の考え方としては、電柱やガスなどの埋設管は連続的な占用であり、個別に区域を切って単価を設定するということは、現実的でないと考えから、他市の動向なども勘案し、国の単価に準拠していく旨答弁しております。

それから、窓口証明手数料、建築確認申請手数料、パークゴルフ場の引上げにつきましては、市民の偏在性、偏りには十分配慮して料金設定していること、さらに、「負担の公平性の原則」を基本としていることについてご理解賜りたい旨の答弁をさせていただいています。

以上、2 点について説明並びに報告をさせていただきました。

加藤会長：それでは議事に入りたいと思います。先ほど申しましたように、前回欠席されました委員におかれまして、質問、あるいは疑問点等、ご発言願います。

～（特にない旨の発言複数あり）～

加藤会長：それでは、事務局から再度説明いただき、1 項目ずつ検討しながらご意見を伺っていききたいと思います。

まず、パークゴルフ場の料金改定について、財政課長から説明願いまして、討論に入りたいと思います。

大塚課長：前回お配りした別表 1、6 ページの新旧対照表をご覧ください。中段の望来コミュニティセンターパークゴルフ場、その上の緑苑台パークゴルフ場についてご説明したいと思います。望来コミセンパークゴルフ場につきましては、原価を基本に 1 日券の利用料金を改定するものです。具体的には 600 円が 700 円にする 1 点です。

この施設は、1 日券利用者が全体シェアの 9 割を占めている状況です。この部分で収支均衡を図るためには 100 円程度の値上げが必要と考えています。現行料金区分は、大人と子どもとなっており、高齢者の設定はありません。また、券種については、1 日券、シーズン券、用具利用料となっています。施設規模は、本年度からこれまでの 45 ホールから 54 ホールに拡大しておりまして、今回の改定は、それら拡大に伴います維持管理コストを勘案し、料金は大人のみ 700 円にしようとするものであります。

その他、政策的に子ども料金改定を見送ることとしています。また、シーズン券につきましては、実態として地域の方がごく僅か使っている状況でありまして、今回の改定は見送ったところです。

続きまして、緑苑台のパークゴルフ場については、大人、子ども、高齢者となっており、現在、子どもと高齢者料金が同一料金となっています。券種は、ラウンド券、11 回数券、シーズン券、3 ヶ月券となっておりまして、施設規模は 36 ホールです。利用状況は、先ほどの望来パークゴルフ場とは異なり、逆にシーズン券利用が 6 割を占めている状況です。また、高齢者シーズン券がものすごい比率を占めています。

改定内容は、まずラウンド券を廃止し、回り放題の 1 日券とします。これは望来とほぼ同様の設定にするということです。現在の平均のラウンド回数は、1 ラウンド高齢者 200 円ですけれども、1 回で終わらない方が多く、3 回、4 回と回る方も中にはおりますことから、回り放題という設定が望ましいと思われるし、さらに業務の簡素化にもつながります。利用される方が 1 日中遊べる環境づくりを整えてあげたいというものであります。

料金は、大人現在 1 ラウンド 300 円を回り放題 700 円、子どもは 1 ラウンド 200 円を回り放題 200 円、実質値下げという形をとらせていただきます。

高齢者については、1 ラウンド 200 円を回り放題 500 円に、大人定期料金については、3 ヶ月定期券を廃止し、シーズン券は据置きを考えています。子ども定期料金については、これまでの 10,000 円を 5,000 円に値下げ、高齢者に関しては、1 シーズン 10,000 円を 13,000 円にします。

2 つのゴルフ場に共通させたのが、子どもの料金体系を同一にしたこと、緑苑台のラウンド券を廃止し 1 日券というスタイルをとったということです。

こうしますと、高齢者シーズン券 10,000 円を 13,000 円に改定する部分が、値段的に大きく上がってしまうということがありますので、今、検討しているのは、3,000 円上がる部分の見合いの券などを発行して、望来パークゴルフ場でも使えるような動きを、行政として考えています。以上です。

加藤会長：パークゴルフ場につきましてご説明いただきましたけれども、これについていかがですか。はい、どうぞ。

山澤委員：子どもの定期料金ですが、前回の議事録では、ほとんど利用がないというお話しが

ありました。それと、委員の中からも、子どもだけではあまり見かけないというお話しもありました。現実として、子どもだけでプレーをするという例は、ほとんど無いのかなと思います。多分、親御さん、お爺さんお婆さんと一緒にやるのかなと。それであれば、子どもは無料でいいと思います。どうしても料金が必要ならば、土日祝日など混む時には子どもからも料金をいただきます、というのはいかがでしょうか。また、クラブ活動ということであれば、学校ですから減免等があるだろうと思います。

小学生ならば 5、6 年生、中学生くらいになればおそらくプレーできるかとは思いますが、単独で友達とパークゴルフに来るかということ、ちょっと疑問に感じるんです。そんなことを考えながら子ども料金は要らないのかなと思っています。

高齢者料金ですが、緑苑台の高齢者 1 日券は 500 円ですが、もしも、その方が望来に行っただとすると高齢者区分がないから、大人区分 700 円ということでしょうか。同じ市民が、同じ市内のパークゴルフ場で料金が違うというのは如何でしょうか。例えば、パークゴルフ場の質が高い、芝生や付随する施設が立派であるとか、あるいは、それだけお金をかけているというような理由から 200 円の差があるということなのかが分からなかったんです。整理できないのでしょうか。

それから、緑苑台の用具使用料 1 組 1 日 200 円となりますが、前は 1 組 1 プレー 100 円だったようです。望来の金額は変わりませんが、1 日 1 プレーなのか、1 組 1 日なのかお伺いします。

それと、議事録を見たところ、料金の割振りが云々という話があり、それに見合うような対応ということがありました。確かに難しいとは思いますが、これは料金を一緒にすることが先決かと思えます。例えば、緑苑台で買った券を望来で使った場合、お金の入ったほうは緑苑台だけれど、使われたほうにはお金が入らない、使われただけ、ということでは大変でしょうから、按分や割振りの仕方は、料金が同じならきっと何か方法があると思います。

それから、実態調査票の件費ですが、緑苑台の件費は担当者が按分率 0.01、100 分の 1 です。その人の 100 分の 1 が緑苑台パークゴルフ場の仕事に関わってます、ということですね。そうしますと、望来は主査と担当者が、それぞれ 0.0025 ずつです。つまり、主査の全仕事の 1 万分の 25 が望来に関わってくるということになりますね。具体的に一つか二つの例をお知らせいただきたいのですが、例えば、担当者が 100 持っている仕事の 100 分の 1 が緑苑台の仕事で、指定管理者の支払いチェックがその人の 100 分の 1 程度になる等、具体的に教えていただければありがたいです。以上です。

加藤会長：その他にございませんか。はいどうぞ。

若林委員：緑苑台の高齢者シーズン券、現行 10,000 円が 13,000 円と 3,000 円高くなるのですが、やはり、高齢者の健康を促すという意味において、3,000 円上げるのはいかななものかと思えます。かなりの負担となりますから、少しでも高齢者に元気を出してもらって、どんどんやっていただいて、体力的にも良くなり医療費の節約にもつながると思います。上げない方がいいのではないかと思います。以上です。

加藤会長：今のお二人のご意見につきまして、答弁お願いします。

大塚課長：まず、実態調査票の人工の見方が違うという部分です。それぞれの所管ごとでどのくらいの人数を充てるかという部分がありますので、トータル的な整合はなかなか図れないと思います。それぞれ異なる所管でやっているものですから、そのような違いが多少出てまいります。全体事業費約 2,000 万円の経費のうち、人件費は数万円程度ですので、このことによって大きな変動はないものと考えています。

それから、用具につきまして、緑苑台はこれまでプレー料金でしたので、1 プレー 200 円としていましたが、今後、1 日券スタイルとなりますから、必然的に料金設定もそうなるものです。ここの基本前提として、望来と緑苑台のパークゴルフ場については、将来的に料金も含め統合した方がいいという内部の意見もありました。ただ、いっぺんにこれら料金体系や、大人、子ども、高齢者の区分の統一まではちょっと難しいだろうということもあって、まず、ラウンド券を廃止し、1 日券の整合を取ることにしています。そして、少なくとも子ども料金は安い方に合わせるべきだと。また、用具など異なっている部分についても、今回、1 回目の見直しとして整合を図ろうという前提でスタートしています。

子ども料金については、委員おっしゃるように、親御さんと一緒であるとか、お孫さんとして

一緒にプレーするというケースがほとんどと思っています。ですから、ラウンド数も少ないですし、シーズン券購入者もほとんどいない状況です。これについて、料金を取る、取らないという議論もありますけれども、そもそもこの施設は、民間でもできる施設ですから、ここにしかないという施設ではありませんし、そういった面で、市民が選択できる市場的サービスの側面が強いことから、受益者負担は 100% いただくこととしています。ただ、子どもさんについては、収入がある訳ではありませんので、一定程度金額を抑えた料金設定で進めていきたいという意向です。

そもそもこれら 2 つの施設は、収支がとれていない状況にあります。料金を上げればお客さんが減る、下げれば増えるという考え方もありますが、高齢者を例に挙げますと、緑苑台は違うサービスを付加したいと考えています。もう一つは、施設の整備も進めたいと考えています。今、緑苑台は 9 ホール回った後に、ちょっと休みたいと思っても、休む場所すらあまり無いような状態ですので、今回 6 月補正でそういった建物を建てる補正予算も通りましたので、そのような居場所の環境も整備しつつサービスを高め、一定程度の費用負担をいただくという整理をしています。

加藤会長：只今ご説明がありました。それ以外に、何か説明を受けておきたいということがありましたら。はい、児島委員。

児島委員：まず、緑苑台と望来では経営主体が違いますが、体育協会と公務サービス、どちらも石狩市のものですね。そうならば、やはり考えなければならぬと思います。

それから、ラウンド券の廃止ですけれども、これは、少ないからやめるということではなく、残すべきだと思います。1 回だけプレーして帰るというケースも確かにあると思いますし、子ども会などの団体が 1 回まわって終わりということもあるでしょうから。ラウンド券は数が少なくても残しておくべきだと思います。他の市町村から来た場合も、ちょっとやって見ようかということもありますから、残すことがいいと思います。

私、以前から言っておりましたハウスについて、それが目に見えてきていることは嬉しく思います。やはりそのような施設が充足してくると人々も集まってくる。お客さんを呼ぶためには、プレーばかりでなく附属する施設を充足していくことが大切だろうと思っています。

それから、高齢者の新設された 1 日券が 500 円、望来の 1 日券の大人 700 円、この差はやはり変だと思います。それと 13,000 円と 10,000 円のシーズン券ですが、これも、同じ金額が望ましいと思っています。

もう一つ、市民に限るといふのがありますね。これが以前も話しましたが、石狩にまだパークゴルフ場がない時、札幌市民でないから高く取られてはいないですね。こちらにできたから今度は別ということで、他の市町村の方については別料金という、これはいただけないと思います。恩を仇で返すような方法はやめるべきだと思っています。以上です。

加藤会長：他の方、ご意見ございましたら述べてください。はい、どうぞ。

池田委員：忙しい方など、1 日遊びに来る方ばかりではないと思いますので、ラウンド券を今までの 300 円から 200 円くらいにしたら、返って増えるのかも知れないと思いました。時間の少ない方は午前中で帰るとか、1 ラウンドで帰るとか、そういう方もいらっしゃるのではないかと思います。

加藤会長：その他にご意見ありますか。矢野さんいかがですか。

矢野委員：1 日券は、非常に利用勝手はいいけれど、1 回で帰る方も結構いらっしゃると思います。そう考えると、ラウンド券は残して、両方選べるようにしておいた方がいいと思いますが、煩雑になるのでしょうか。

それから、子どものことですが、さっきお話しあったように、例えば、子ども会が利用するような場合には、子どものラウンド券も残しておいた方がいいのかなと思います。これを廃止する根拠は何だったのでしょうか。

大塚課長：統一をしていきたいです。

加藤会長：使用させる側の利便性もかなりあるということで提案されたと思います。

それと、1 ラウンドというのは 18 ホールですね。私が年に 1、2 回行く時には 1 時間くらいで回ってしまいますが、何か物足りないなとも感じます。

高齢者の方は時間的余裕があって、例えば、2 時間で帰るよりは、弁当持ってきて 1 日回るのもまた一つ楽しみがあるのかなと思います。

渡邊委員：体育協会にはパークゴルフ協会がありまして、約 800 人の会員がおります。だいたい半分くらいはシーズン券を持っていると思いますけれども、毎月の月例会は 1 ラウンドで終了します。今度、300 円が 700 円ということになります。例えば、団体使用の場合には、指定管理者の裁量によって 300 円でできる、そういう裁量が市ときちっと協議すればできると聞いています。そのような協議をきちっとしておいて、できるだけ不利にならないよう配慮をしていただければいいと思います。

管内的にラウンド券の設定をしているところはないようですね。ほとんど 1 日券です。事務的に煩雑です。実際、現場に聞いてみますと、ラウンド券の事務的な作業というのは非常に煩雑です。そういう面もありますから、団体使用など、はっきり初めから 1 ラウンドで終了することが判っている場合には、ラウンドの料金でできるような配慮をしていただく、そういうことをきちっと協議しておけばいいのかなと思います。

ただ、望来と緑苑台では立地条件が違って、例えば、望来と緑苑台との整合を図ることも大事ですが、望来へ行くとなると、車なりバスなりの料金がかかります。そうすると、ラウンド料が同じだとその分高くなる訳です。ですから、むしろ向こうの方が高上がりになってしまうという面もあります。

それから、指定管理者がばらばらで、経営的に成り立つか、成り立たないかということで非常に苦労しておられるようです。色々な配慮をすると、もちろん経営上のマイナス面が出てきます。ですから、単に財政的に受益者負担だから丸々もらえばいいという考えだけではなく、例えば、そういう配慮をした場合に指定管理者が努力してもなお不足が出た場合には、政策的に予算面である程度の面倒を見ていく、こんなこともお互いに連携を取ってやっていただければ、今回の原案で何とかやっていけるのではないかと感じています。

加藤会長：今の発言に対して、事務局はどのように考えていますか。

大塚課長：まず、これら 2 つの施設は指定管理者制度をとっており、児島委員言われたように、緑苑台が体育協会、望来のコミセンが公務サービスとなっています。これらの収入は、指定管理者に直接入って、その中で運営をしていくという形であり、市からの直接的なお金は今出ていない状況です。指定管理者の更新は来年 4 月を予定していますので、今後どうなるかについては何とも言えない状況です。

それから、ラウンド券を残すというお話が各委員からありました。ここに書いてある改定料金は、イメージとして限度額と考えていただきたいと思います。これは先ほど渡邊委員からお話がありましたように、市と指定管理者が協議をして、例えば、100 人規模の人が来て、1 ラウンドしかしないような大会というのは現実的にあると思います。そういった時に、これを 0.5 日券とするのは、市と協議のうえ合意がなされれば可能ですので、そういった部分は限度額として考えてよろしいかと思います。

ただ、渡邊委員が最後におっしゃられた、それらの部分のマイナスを市が補うという考えは、今のところ持っていません。料金を下げて人を呼び込むなり、指定管理者の経営努力がまず第 1 にあってしかるべきと考えています。以上です。

加藤会長：ある程度、指定管理者に裁量権を与えて良いと考えてよろしいですか。

大塚課長：この単価が、がちがちではなく、限度額という意味合いがあります。当然、市の了解、協議が前提ですけれども、ある程度、それぞれの経営感覚を取り入れることは可能となっています。

加藤会長：私から一つ質問ですが、現在、指定管理者制度ですから、望来と緑苑台は別会計ですね。それを共通券となりますと、会計上、かなり無理が生じてくると思います。したがって、パークゴルフ場の金銭管理というのは、両方で特別会計を持たなければ不可能ではないかと思いますが、その点について、将来的にはどのような考えを持っているのでしょうか。

加藤部長：確かに今の状態は、片やスポーツ施設と位置付け、体育協会がやっている緑苑台、望来については、隣のコミュニティセンターと同一の契約によってパークゴルフ場を管理しています。

これらの施設の統一となりますと、当然、両方の管理を同じ所に任せるということが先決だと思いますし、料金設定についても、市との協議をもって同一の指定管理者が設定という形になりますけれども、現段階ではちょっと難しいという気はいたします。

利用する側からすると、例えば、望来の利用者が向こうでも使えるような工夫については、今

後、検討が必要かと感じています。ただ、現時点、指定管理者が異なっていることから、それは経営上の戦略でやっていただくこととなりますので、経費の負担割合など色々なことを検討しなければならないと思われます。

いきなり指定管理者を 1 本化するというよりは、まずは、両方を行き来できるような仕掛けを検討することとして、今回、緑苑台の高齢者シーズン券を 3,000 円アップさせていただく代わりに、望来の利用券を渡すというようなことをスタートにしたいと考えています。この部分については、同一になった段階でさらに整理していかなければならないと考えています。

加藤会長：はい、わかりました。今の説明についていかがですか。また、先ほど 13,000 円ではなくて 10,000 円というご意見に対してはいかがでしょう。はい。

矢野委員：10,000 円というのは、平成 19 年度に設定した料金でしょうか。

大塚課長：いいえ、もっと前からです。

矢野委員：高齢者シーズン券を 13,000 円に改定する代わりに、望来が利用できる回数券を差しあげますという説明でしたが、何回くらい利用できる回数券ですか。

加藤部長：例えば、3,000 円を 1 日券に換算したとすれば 5 日分です。割り返したくらいの回数と考えています。

矢野委員：そうであれば、その 13,000 円は受益者負担ということでいいと思います。

加藤会長：若林さん、いかがですか。

若林委員：高齢の方には移動距離の関係もありますし、近間で便利な方を多く利用したいとの考えも多いでしょうから、やはり、高齢者の方に何回も利用してもらうという意味においては、利用し易い現行料金の方がいいのではないかと考えています。

加藤会長：児島さん、いかがですか。

児島委員：望来のコースについては 54、緑苑台は 36 ホール。石狩で全道・全国大会をやるとしたら望来しかないですね。この望来に、将来もっと人を呼ぶことを考えるならば、施設を充実しなければいけないだろうと考えます。ハウスももっと充実させて欲しいと思いますし、そうすると、使用料も自ずと見直さなければならぬと思います。

それから、付随してバス駐車場を完備するとか、戦略的なコースを作っていくとか、色々工夫しながら、将来の石狩にお客さんを呼ぶような構想を練ってほしいと思います。ただ使用料をもらえばいいということではなく、そう思います。以上です。

加藤会長：大田さん、いかがですか。

大田委員：基本的にはこの案でよろしいかと思えます。ただ、先ほど出ていました団体割引など、場所や担当者によって、割引率の曖昧さがある不審な念を抱かれないように、しっかりやってもらいたいと思います。そういうことのないようにしていただければ、私はこの案の通りで結構だと思います。

加藤会長：山澤さん、いかがですか。

山澤委員：使用料等実態調査票では、望来は平均利用状況 31,900 ちょっと、緑苑台が 12 万。やっぱり、望来は立地条件が良くないのですか。だいぶ不便、遠いんですか。

渡邊委員：場所はいいところですよ。

加藤部長：実態調査票の右側に、利用人数、何人と書いてありますが、望来は 1 日券ですので、何人と分かるのですが、緑苑台は、回っている回数が出ているのです。1 ラウンドされた方がこの数ということです。ですから、2 ラウンド、3 ラウンドとやる方は、ここでは、2 人、3 人というようにカウントしています。実人員は把握が難しいところです。

山澤委員：使用料の根っこになる統計は、きちんとしていないのですか。例えば、大人、お年寄り、子どもはこれだけ、あるいは 1 回まわったのは何人とか。

盛主査：利用人数は、スタート表という受付簿がありますので、それで、一人一人チェックすることは可能ですけれども、その方が何回まわったのかまではチェックし切れていない状況です。ですから、スタートの回数のみは数えられますが、同じ人が何回まわったかということまでチェックするとすると、非常に受付で時間がかかってしまうものですから、そこは簡素化している実情です。

山澤委員：先ほど、子ども料金云々と申しましたが、子どもの数のデータはあるんですか。

加藤部長：子どもの数は把握しています。

池田委員：ラウンド券というのは無理なのでしょうね。やっぱりそのような関係から今回廃止

になったんですね。

加藤部長：そうです。

山澤委員：券の種類が多いと、それだけ需要には対応できますが、券を作る手間だとか、その辺りの扱いがありますね。

加藤会長：やはり、その辺りのメリットとデメリットを考えなければ。指定管理者としては、何のためにそこまで切りつめて管理しなければならないのかという問題も出てきますから、かなり難しい問題があると思います。そうしますと、やっぱり事務局が説明するように、1 回まわっても、2 回、3 回まわっても把握が難しいということもあるかも知れないですね。

皆様、決を採る云々ではないですけれども、色々な話の中で、やはり、指定管理者と市の間で煮詰めていただくべきだと思います。指定管理者も自らの問題ですから、そうそう安売りもできないでしょうし、節度ある対応ができると思います。この問題につきましてはこれで討論を終わりにしてよろしいでしょうか。

～「はい」との声あり～

児島委員：石狩市民に限る、という部分についてはどうでしたでしょうか。

大塚課長：現在、定期券は市民しか買えない状況になっています。過去は札幌市民も買えた時代があったのですが、逆に土日に混んでしまい、石狩の方が利用できない状況がありました。そういったことから、確か、前回の時に市民に限るという仕切を入れたはずですが、これをはずしてしまいますと、また石狩の人が利用できないなど、色々な問題が出てくるものですから、当面はこのままいきたいと考えておりました。

渡邊委員：市民に限るのは定期券だけですね。

大塚課長：ラウンド券は、当然、市外の方も購入できます。シーズン券について、現在、札幌市の方はお断りしています。

渡邊委員：札幌市民も今後、ラウンド券は 1 日券になりますが、料金は同じですね。

加藤部長：同じです。

加藤会長：以前も、市民と札幌市民との区別をすべきでないという意見があったと記憶しています。シーズン券の設定時に変わったという気がします。現在もこれからも、シーズン券は、市民に限るという条項をそのままにいくつもりですね。

大塚課長：そうです。今のところ、平日はかなり空いていますが、土日となればかなり混んでいる状況がありますので、逆にこの間口を広げてしまうのもいかがかと思います。

加藤会長：市外の方は 1 日券で対処するというところでよろしいですね。

矢野委員：子ども、高齢者を一緒にせずに、子どもだけの 1 ラウンド券というのはいかがでしょうか。例えば、団体で子どもたちが来て利用するような時に、この 200 円という設定を設けておいた方がいいと思うのですが。指定管理者と利用する団体とでお話してセッティングしてもらえればいいですけれども、それは、管理者でどう答えるかわかりませんよね。ですから、高齢者は 1 日券としても、子どものラウンド券 200 円というのは、残しておいた方が利用し易いと思います。

渡邊委員：減免措置は無かったですか。

盛主査：あります。団体申込みしますと、例えば、小学校のクラブ活動や少年団単位で使いたいという場合には、ラウンド料金ではなくて、減免措置という形で利用料を減免することができます。その場合には、子どもの関係は無料ということもあります。あくまで、個人で来る場合の子ども料金は設定しますけれども、組織的なものについては、従来からお金は取っておりません。

矢野委員：わかりました。

加藤会長：はい。それではこの問題につきましては、原案通りということで結論づけてよろしいでしょうか。

～「はい」との声あり～

加藤会長：それでは皆さんの意見多数で原案通り答申したいと思います。

次に、値下げの問題ですけれども、道路占用料です。これにつきまして、国の基準、あるいは

何故このように設定しているかということについて、簡単に説明していただいて討論に入りたいと思います。

大塚課長：概要については、資料の 3 ページです。実際、額がいくらに変わるのかというのは、9 ページ、今日お配りした資料になります。今回は概ね 4 割程度の減額となります。市総体で 5 千万程度の収入があるのですが、このうち 4 割程度が下がると踏んでいます。

これまで、市の占用料はどのように決めてきたかということ、国道・道道はそれぞれ国、道で決めておまして、市独自で単価を算出するというのは難しい状況です。冒頭、連続的に土地が連なっているようなところは、単価設定が難しいということもあり、これまでの経緯としては、国並びに道に準拠してきた経緯があります。平成 8 年ぐらいに国で改定した以来、これまで改定しておりませんでした。これだけ土地の値段、資産価値が下がってきたことや、合併も進んでいるという状況から、国が料金の見直しを行いました。それに追従して、都道府県などが改定しておりまして、現在、道内三十数都市のうち概ね半分程度が改正が終わったというところではあります。

本市は 1 年遅れて、来年 4 月から道路占用料の引き下げを行おうとしているものです。実質、多くは電柱やガス管など道路に隣接するもので、土地の下落に応じて今回下げるとい理由です。

加藤会長：最初、下げなくてもいいのではないかという意見も持ったのですが、国・道、そして市と、3 つの道路を通るときに、市にきたらとたんに高くなるというのは如何なものかと。やはり、市と道に合わせた方がよいのではと納得しましたし、市独自で考えて、徴収できるものではないと思いますが、皆さん、この問題につきましてはいかがでしょうか。よろしいですか。

～「よろしいと思います」との声あり～

加藤会長：半分くらい収入が減るのだから、とは思ったのですけれども。やはり行政というのは、国から市までずっとあるという一貫性がなければ、それではこの問題につきましては、このままでよろしいでしょうか。

～「はい」との声あり～

加藤会長：はい、それでは第 3 番目としまして、証明手数料に入っていきます。

山澤委員：実態調査票では、色々と機械のシステム料金がかかっています。総合行政システムというのがあるんですね。それから総合戸籍システム。これらは色々なコンピュータ関係ですね。

大塚課長：そうです。

山澤委員：例えば、課税の納付書なども出てくるのですか。それは別ですか。

大塚課長：出ます。

山澤委員：機械化されているんですね。わかりました。

加藤会長：金額的には、高いと思う人もいるでしょうし、いやいやこの程度はやむを得ないと考える方、色々な考えがあると思いますけれども。

山澤委員：私、個人的に証明書を取るということは、1 年に 1 回もないです。この間、印鑑証明を初めて取ってきましたけれども。

加藤会長：印鑑証明は値上げしないです。

山澤委員：その他に記載事項証明書だと思いますが、その程度であまり縁がないです。

加藤会長：この間も発言しましたが、我々高齢になると 10 年に何回かあるかないかといったところではあります。印鑑証明以外はだいたい 1 通 100 円の値上げで提案されています。

山澤委員：土地や家屋台帳の複写、閲覧の関係、それから固定資産課税台帳の閲覧など、税務関係については、だいたい 100 円、30% を切るアップですね。それから、前回改定が 10 年位前です。ですから、これはやむを得ないのかなと思います。

それから市民課関係、これは実態調査の原価によりますと、最大が基本台帳関係で 11 ページの 470 円というのが最高で、外国人に係る登録原票の云々 399 円というのが最低です。あとの原価は 409 円から 402 円までの間ですね。そうすると原価の関係は 10 年ちょっと過ぎていきますから、やむを得ないのかなという気がします。

自動車保管場所使用承諾証明書は、市営住宅に入っている人の車庫証明ということですね。

加藤会長：これは個別に検討するよりも、全体的に検討しなければならないと思います。皆さ

ん、いかがですか。

若林委員：資料の 2 ページの真ん中くらいに、性質別負担割合の設定と書いてありますが、これはどういう意味でしょうか。

加藤会長：これは使用料ですね。

大塚課長：今ご議論されているのは手数料の部分で、先ほどまでのパークゴルフ場が使用料です。このクロス表は、施設によって受益者から求める負担の割合がどうあるべきかという表です。

矢印の先に選択的という表示があります。そして一方、市場的、非市場的とありますが、例えばパークゴルフ場は、市場的だろうということです。ですから、この表の第 3 分類、原価 100 パーセントをお客様からいただく、このような区分を基本に調査をかけたという内容です。

住民票等は手数料ですが、手数料はコスト 100 パーセント算入、具体的には人件費と消耗品、それから山澤委員がいわれた電算委託料、これらが基本的なコストとなっています。

若林委員：今回、だいたい 100 円が上がっていますが、これはやっぱり人件費が上がったということでしょうか。

大塚課長：人件費も大きく左右する点だと思います。

矢野委員：別表 2 から、私たち一番関係がある印鑑登録の証明書の交付、平成 19 年で 1 万 1 千件というのは、そのまま 350 円ということですね。

大塚課長：そうです。これは平成 15 年、既に 350 円に上がっています。他は基本的には平成 10 年に改定して 11 年くらい経過していますので、実態コスト比較すると 400 円前後という高い数字が出ていますが、ある程度管内の状況を見ながら、という配慮もあります。ほぼ札幌市並になっていると思います。前回お配りした資料 4 に管内の表が書いてあります。

山澤委員：これについては、他市も石狩の動きを虎視眈々と見ているのでしょうか。

加藤会長：浅井さんいかがですか。

浅井委員：おおざっぱな話になりますが、先ほどの道路占用料や窓口証明手数料など、市に直接入るお金だと思います。資料によると、差引き 1,500 万円くらいのマイナスになりますね。道路占用料がマイナス 2,000 万円、あと窓口証明、建築確認申請がプラス 500 万円程度、差引きマイナス 1,500 万円程度の減収という事になると思います。この一つ一つはきちんと根拠が示されていますので、特別、反対ではないのですけれども、そのマイナス 1,500 万円の代わりとなる収入があるのかということに心配に感じます。

大塚課長：これについては、かなり減額になるということで心配な部分もありますけれども、ある程度、一定ラインの負担の公平性ということをきちんと整理して行かなければなりませんので、それについては結果を踏まえて行くしかないと思っています。全部の実態調査を行った中で、政策的に排除した部分を含め、現在残っているのがこれらです。

加藤会長：確かに 1,500 万円位のマイナスですが、財政課としては市全体として考えていることだと思います。その部分まで我々は踏み込んだ意見はできませんし、これは市全体で考えていく問題なので、ここでは細かい部分ですが、使用料手数料の中で議論していただきたいと思っています。

児島委員：だいたい 100 円程度の問題も、沢山集まれば大きくなるということはわかりますが、積算等、色々考えますと妥当だと思っています。

加藤会長：渡邊さん、いかがですか。

渡邊委員：改定から 10 年経っていますから、本案でいいと思います。10 年経ったから必ず上げなければならないということもないですし、むしろ物価は下がっているものもあると思います。しかしながら実際、機械化や窓口の改善など、市はそれなりに色々サービスを向上させていると思います。そういったことを考えれば妥当ではないかと思っています。

加藤会長：大田さん、いかがですか。

大田委員：私も妥当だと思います。近隣市町村の状況と比べても大差なく、社会通念場しかたがないという感じがします。

加藤会長：だいたい皆さんのご意見は原案通り、積極的ではないでしょうけれども、消極的ながらやむを得ない、よろしいですというように考えて答申してよろしいでしょうか。

~ 「はい」との声あり ~

加藤会長：それでは、同じ手数料改定の建築確認申請関係を審議していただきたいと思います。財政課長から若干説明をお願いします。

大塚課長：8 ページの内容につきましては、大きなポイントとして建築確認申請、家を建てる時の申請手数料の大きな改正が出てきます。それと、これまで市で基準としていなかったものを新たに項目として作るといった内容であります。例えば、上から 3 行目の 14,000 円のケース、112 件で一番多いパターンが中心になってくると思いますけれども、ここが大きく跳ね上がります。14,000 円から 27,000 円です。一般家庭の建築確認申請がほしいここになるのですけれども、これは、北海道条例をある程度基準とさせていただいています。

これらの申請は、今、民間でもできる状況でありまして、会社によって料金も様々な状況ですし、札幌市もそれぞれ違います。このような状況下において、コスト比較すると概ね妥当だという判断の基に、市としては北海道の条例にある程度沿った内容に改正したいということです。ですから、大きく金額が跳ね上がる部分もありますけれども、これは一生に何回もあることではありませんし、中途半端な改正はできないものですから、今回、このような大きな改正となっています。

加藤会長：資料 5 の北海道に数字に合わせるということですか。

大塚課長：そうです。また、一番下、枠外ですが、現在、北海道と同額に改定する団体が多いという記載をさせていただいております。

加藤会長：平成 21 年 6 月 1 日現在、美唄、北斗、士別、網走、岩見沢、赤平、深川、砂川、それと七飯の 9 市町が改定していますという状況ですね。

若林委員：資料 5、確認申請手数料の状況で、北海道、札幌市とありますけれども、具体的には何ですか。道の手数料ということですか。

大塚課長：北海道で確認申請の許可を受け付けるというケースがあるのですが、それぞれの項目ごとに、北海道の条例で同じように謳われています。

若林委員：平均ではなく、ですか。

大塚課長：平均ではなく、北海道が定めている数字です。

加藤会長：これはあくまでも参考資料として、他の所がどうなっています、ということですね。

若林委員：一挙に道に合わせるとのことですけれども、石狩市の場合、平成 12 年 4 月 1 日に定めたようですが、道との関係、当時の状況はどうだったのでしょうか。

岩崎主査：平成 12 年に、それぞれの市町村で手数料を設定することになったのですが、それまでは、5,000 円、9,000 円、12,000 円といったように、国の法律で定められていました。それをそのまま引き継いで、現在に至っているところです。

若林委員：道では定めていなかったのですか。

岩崎主査：道では既に 3 回くらい改定しています。

若林委員：それにしても、何でこんなに乖離が出たのでしょうか。

加藤会長：結局、道は何回も変えてきたところを石狩はそのままにしてきて、約 8 年間に過ぎたらこのような姿だったということですね。今後は 3 年に 1 回見直すとのことですが、何年置きかに徐々に上げていくと、このような格差は出てこなかったのでしょうか。

山澤委員：道庁が条例で確認申請の手続きを決めているのは、町村での確認申請を支庁が審査するためですか。それとも、市町村全部に適用するひな形といったものですか。家を建てたいとき、確認申請を出しますが、その審査の権限は市にあるのですか。

大塚課長：一定の大きさまでは市にあります。

岩崎主査：建築主事を置いて確認申請を審査する市町村が、道内に 39 市町あります。石狩市はその中に入っていますが、入っていないところは道が確認申請の審査をします。

山澤委員：道の支庁に提出するということですね。そこへ出すと道庁の金額がかかるということでしょうか。

岩崎主査：そうです。

山澤委員：もう一点、北海道手数料条例と同額に改定を基本と書いていますね。つまり、道と横並びになるということですね。それであれば、むしろ実態調査票で非常に細かな計算をすることはいかなものなのでしょうか。例えば、資料 8 ページ、(エ)の工作物に関する完了検査申請手数料というのは、実態調査票の 20 ページから 24 ページにかけて色々書いてありますが、大変な仕事です。大変な手間がかかりますから、石狩市は道の基準との横並びでいくというような決

め方はできないものでしょうか。

大塚課長：コストの 100 パーセントを市が算定して、独自の単価を決めるというのが基本原則であると思います。その結果が、かなり道に近いということもあって、このような表現にいたしました。道の単価をそのままスライドさせるということではなく、これについては一定のコスト計算の結果ということなのです。

加藤会長：平成 19 年の実態調査の結果、改定案として別表 2 の C の金額で提案しましたということ、また、原価としては B のコストがかかっていますということをご参考にして議論していきたいと思いますが、他にご意見、疑問点など、いかがでしょうか。

～「異議なし」との声あり～

加藤会長：よろしいですか、それでは、この件につきましても提案通り答申してよろしいでしょうか。

～「はい」との声あり～

加藤会長：これをもちまして、今回の手数料・使用料の審議会を終わりといたします。この後、市長に対する答申については、私に文案を一任していただいて、その結果を皆さんにお知らせすることとして、あらためて会議を招集しなくてもよろしいでしょうか。

～「はい」「一任します」との声あり～

加藤会長：それでは、そのように取り進めます。これをもちまして今回の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

議事録確定 平成 21 年 7 月 30 日

石狩市使用料・手数料等審議会 加 藤 良 己